

## 町有地売却一般競争入札実施要領

上市町では町有地の一般競争入札による売却を実施します。町有地の購入を希望される方は、記載事項をお読みのうえお申し込みください。

### 1 売却物件

No	所在地	地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円) (R8.4時点)
1	上市町旭町 1426 番	宅地	950.90	9,781,000
2	上市町法音寺字八枚田、3番11、3番15、3番21、5番9	宅地	129.81	3,080,000
3	上市町湯上野 794 番	宅地	1,743.77	14,489,000
4	上市町正印字上川原 25 番	宅地	682.37	8,009,000

### 2 申込者の資格

次の項目に該当する方は、参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者
- (3) 現年度及び前年度の市区町村税に滞納がある者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの期間にある者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体及び個人
- (7) その他町長が不相当と認めた者

### 3 申込方法等

- (1) 実施要領の配布 実施要領は、上市町役場財務課管理班で 配布するほか、本町ホームページでも公開します。
- (2) 申込受付期間 令和8年6月1日(月)から令和8年7月1日(水)  
午前8時30分から午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)
- (3) 申込方法 (4)に掲げる必要書類一式を、郵送(7月1日必着)又は持参にて上市町役場財務課管理班にご提出ください。
- (4) 必要書類 ①入札参加申込書  
②誓約書  
③利用計画書  
④納税証明書(入札参加申請者の住所地(法人の場合は本店所在地)の市区町村が発行する直近2カ年分のもの。未納がないことの証明書(完納証明書)でも可とする。)

⑤印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

⑥個人の場合は住民票（世帯全員分）、法人の場合は法人登記簿  
（現在事項全部証明書）

⑦宅地分譲用地として購入を希望される場合においては、宅地建物  
取引業の免許の写し

⑧その他、申込み内容の確認のため、追加で書類の提出をお願いす  
る場合があります。

(5) 受付場所 〒930-0393 上市町法音寺1番地  
上市町役場 財務課管理班

#### 4 申込条件

- (1) 現地説明会は行いませんので、申込前に現地を十分確認して下さい。物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、この要領に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解のうえお申し込みください。
- (2) 地盤調査、地質調査等を行っておりません。必要な場合は購入者の負担により行ってください。
- (3) 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込が無効となることがあります。
- (4) 測量実施後、土地の面積が若干増減することがあります。

#### 5 入札及び開札日時

- (1) 日時 令和8年7月15日(水) 午前9時から
- (2) 場所 上市町役場2階 第1会議室

#### 6 落札者の決定方法

- (1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。
- (2) 本町が定める予定価格以上の最高の価格の入札をもって落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、同一価格の入札者は必ずくじを引かなければならず、くじを辞退することはできません。
- (4) 次の内容を、入札結果として公表します。
  - ①法人が行った入札：商号及び入札金額
  - ②個人が行った入札：「個人」であること及び入札金額（氏名は非公表）
- (5) 再度入札は行いません。

#### 7 入札の無効

上市町財務規則（平成19年規則第10号）第202条及び別に定める入札心得第4条に該当する入札は、無効とします。

#### 8 売買契約及び代金の支払方法

- (1) 落札後、町と売買契約を締結していただきます。
- (2) 土地売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (3) 土地代金（売買代金）は、土地売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として、残金については契約締結後、30日以内に納付してください。

- (4) 土地代金の分割納付はできません。
- (5) 土地代金の納期限の延期はできません。

## 9 所有権移転等

- (1) 所有権移転は、土地代金の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
- (2) 所有権移転登記は、落札者が行います。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担となります。

## 10 使用用途等に関する遵守事項について

落札者には、本物件を使用するにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。
- (2) 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項の規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (3) 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。
- (4) 本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1号から第3号に規定する事項を承継させなければならない。
- (5) 本物件を第三者に使用させる場合には、第1号から第3号に規定する事項に反する使用をさせてはならない。

上記に違反したときは、町が定める違約金を支払っていただきます。

また、売買契約を解除する場合があります。

〈本件に関する問い合わせ先〉

上市町 財務課管理班（電話 076-472-2417）